

4年度 公文書開示（4月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R4.4.11	R4.4.21	・選挙運動費用収支報告書 (令和元年7月21日執行参議院議員選挙) (6件)	1	1														<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都情報公開条例第7条第2号 振込明細書の銀行名、銀行番号、支店番号・口座(当座)番号、電話番号等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、非開示とする。</li> <li>・東京都情報公開条例第7条第4号 領収書等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、非開示とする。</li> </ul>	選挙管理委員会事務局 選挙課
2	R4.4.26	R4.4.28	政治団体「〇〇」 政治団体設立届 届出事項等の異動届(役員 の異動がない届出を除く)	1	1														<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都情報公開条例第7条第2号に該当 特定の個人の氏名等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため非開示とする。(法令の規定により公にされる情報を除く。)</li> <li>個人の電話番号等は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものに該当するため、非開示とする。</li> <li>・東京都情報公開条例第7条第4号に該当 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、非開示とする。</li> </ul>	選挙管理委員会事務局 総務課
3	R4.4.26	R4.4.28	1 政治団体「〇〇」政治資金収支報告書(令和3年) 2 特に〇〇との関係情報			1	1												<p>1について 当該公文書は、政治資金規正法第20条の3第1項の規定の例によるとする、同条第3項において、当該要旨が公表される日前は決定を行わないとされる収支報告書等にあたるため、東京都情報公開条例第7条第1号に該当する。</p> <p>2について 当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず存在しない。</p>	選挙管理委員会事務局 総務課